

安全保障関連法の参議院での採決強行に抗議する会長声明

2015年（平成27年）9月25日

愛媛弁護士会 会長 大熊伸定

与党である自民党・公明党は、衆議院に引き続き、本年9月19日、参議院においても、野党の慎重審議の要求を退けて、次世代の党、日本を元気にする会及び新党改革と共に安全保障関連法（以下「本安保法制」という。）を賛成多数で強行可決し成立させた。

当会は、本安保法制が内容において憲法前文及び9条の恒久平和主義に反するものであり、立法手続においても立憲主義・国民主権に反するものであることを指摘して、本安保法制に強く反対してきた。日本弁護士連合会、全国の弁護士会連合会及び全国の単位弁護士会も、本安保法制に対し反対の意見を表明した。また、少なからぬ地方議会、多様な法律家団体、多分野の知識人・文化人、そして様々な市民運動なども、本安保法制に対し厳しい批判を加えた。世論調査においても、多数の国民が、本安保法制に関する政府の説明は不十分であると回答し、本安保法制に反対し、今国会での成立に反対していた。

にもかかわらず、政府及び与党等は、国会議員の数を頼みにして本安保法制の成立を強行したものであり、その暴挙に断固抗議するものである。

そもそも、われわれ日本国民は、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言」して、現行憲法を定めた。そして、徹底した恒久平和主義のもと、国に対して軍隊を持つことを禁止し、交戦権も否認した。集団的自衛権の行使は憲法第9条の解釈上認められず、集団的自衛権の行使が憲法上認められるためには憲法改正という手段をとることを要するとするのが従来の政府の憲法解釈であった。国民主権と恒久平和主義を採用する現行憲法の下では、国民の安全のあり方は国民自身が憲法改正の手続によって最終的に決めるべきものなのである。

ところが、本安保法制は、憲法改正の手続を経ることなく、憲法9条が禁止している集団的自衛権の行使を容認し、専守防衛の範囲を超えて自衛隊が海外で武力行使できるようにしたものであって、明らかに立憲主義に反し、国民主権を侵害するものである。

よって、当会は、参議院での本安保法制の採決の強行に強く抗議するとともに、現行憲法に違反する本安保法制の廃止に向けて、今後も粘り強く行動していくものである。

以上